

隠岐の島町立学校働き方改革プラン
(業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年2月

隠岐の島町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員がより良い教育を提供できる環境を整えることを目的としています。そのために、教職員のワークライフバランスの向上や働き方の見直し、長時間勤務の是正を通じて、日常生活の質や教職人生の充実を図り、心身の健康やウェルビーイングの確保を推進します。

教職員がいきいきと働くことは、子どもたち一人一人に丁寧に向き合う時間の確保につながり、教育の質の向上や学校への信頼を高めることにもつながります。町・学校・地域が協力し、隠岐の島町の子どもたちの健やかな成長を支える教育環境の充実を目指します。

(2) 本町の現状

本町では、平成31年3月に、教員の長時間勤務縮減にむけた取組方針を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る 教職員の割合	月80時間を上回る 教職員の割合
小学校	月35.9時間	44.7%	4.6%
中学校	月39.8時間	45.5%	8.0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小・中学校それぞれ約半数近い状況ではあるものの徐々に減少傾向となっています。学校規模により業務の負担に差が大きく、押しなべて児童生徒数の多い学校ほど業務の負担感が大きくなっている状況です。児童生徒数の多い学校に対しての支援策を充実させることによって、必要な時間的余裕を創出することが求められます。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 一人あたりの年次有給休暇取得日数を年間最低5日以上にし、全教職員の平均取得日数を17日以上にします。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下とします。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値100未満とします。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、島根県教職員働き方改革プランの期間及び学校を取り巻く環境や長時間勤務者の推移等を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 業務の見直し

《学校以外が担うべき業務》

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。社会教育団体等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・ 給食費については、引き続き公会計制度を採用します。
- ・ 学級費等の学校徴収金については、令和11年度までに集金代行サービス導入を検討するなど集金業務の負担軽減を図ります。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

- ・ 教育委員会等の行政機関の責任において苦情等に対応できる体制を強化します。

《教師以外が積極的に参画すべき業務》

◇調査・統計等への回答

- ・ ICTを活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減を図ります。

◇体育館等の施設・設備の管理

- ・ 体育館の地域開放施設の管理業務について、引き続き教育委員会が行います。

◇部活動

- ・ 令和13年度までに、全ての部活動の地域展開を目指します。

《教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務》

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを学校間における

業務負担の平準化及び島根県補助金の状況に応じて配置します。

- ・ 今後導入予定の校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図ります。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の校内会議への参加率を高め、専門的な知見を活用した連携・協働体制を構築します。
- ・ 学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制の構築に向けた支援を推進します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で標準授業時数を大幅に上回ることがないように、適切に設定します。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行います。
- ・ 令和6年度から実施している勤務時間外の留守番電話機能を継続して実施します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施するよう努めます。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保を目指します。
- ・ ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用しながら職場改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 長期休業等の期間中に、5日間以上の一斉閉校期間の設定します。現在、夏期休業中は、8月12日～8月16日を閉庁日としています。
- ・ 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行います。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、総合教育会議において報告します。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局や関係機関と連携して取り組みます。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町で導入している出退勤管理システムにより把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果をもとに把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対して聞き取りや指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校については、当該年度中に速やかな改善が図られるよう、個別の支援及び指導を行います。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者や地域の理解を促進するため、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な取組について協力が得られるよう努めます。